

# 令和6年度いなべ市地域農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

## 1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

本地域の水田農業は、認定農業者や集落営農組合等に利用権設定等による農地集積や作業受委託が進んでおり、麦、大豆の二毛作を中心にブロックローテーションが行われている。また、一部の地域の水稲以外の作付が適さない水田については、飼料用米等の生産が行われている。

農業生産活動は水稲を基幹作物として、畜産、茶、施設園芸等多様な農業が展開されている。しかし、主食用米の需要減少による農業所得の低下や兼業農家の後継者不足、高齢化等が急速に進行しており、中山間地においては、鳥獣の被害も頻発している。

また、農村集落の混住化などから、集落機能が低下し共同活動が困難になり、集落単位での生産活動も難しくなっているため、農業生産構造の改善が求められている。

## 2 高収益作物の導入や転換作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

高収益作物については、産地指定を受けている「キャベツ」の生産拡大に向けて取り組んでいくほか、中山間地域における、鳥獣の被害を受けにくい高収益作物として、薬用植物及び藍の栽培についても推進する。転作作物については、麦、大豆、そば、飼料用米について主に収量の向上を目指し取組を推進する。

また、市内の畜産農家との連携により、飼料用米のわらと畜産堆肥の交換を進めることで循環型農業体系の確立についての取組も推進する。

## 3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

当地域内において、現在主食用米の需要は減少しており、近年の米価が下落していることから、主食用米からの経営転換に取り組む必要がある。

当地域内は集落単位でブロックローテーション体系が構築されており、概ね3年もしくは2年のサイクルで水稲と転換作物のローテーションが行われている。今後もこのサイクルを維持しながら転換作物の拡大を推進する。

また、ブロックローテーション体系に入っておらず、湛水機能を有しているが水稲を作付する見込みがない圃場については概ね把握できているため、当該圃場の生産者に畑地化支援を活用した畑地化を積極的に推進する。

## 4 作物ごとの取組方針等

### (1) 主食用米

地域の特性を活かし消費者・実需者のニーズに対応した米を計画的に生産し、米の主産地としての地位を確保するため、安心安全で高品質な良食味米の安定生産を基本とし、需要に応じた売れる米づくりを推進する。

また、JAの栽培暦に基づき基本技術の励行、全量種子更新・生産履歴記帳・農産物検査の受検等JA米への積極的な取り組み及び担い手を主体に「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に基づいた減農薬・減化学肥料等の特色ある栽培を進め、安心・安全な米の生産及び販売の確立を促進する。

### (2) 備蓄米

取組なし。

### (3) 非主食用米

#### ア 飼料用米

主食用米の需要が減少する中、水稻以外に作付けが適さない水田においては、地域の水利条件等を考慮して推進する。

また、畜産農家からの需要もあり、契約数量を確保するための単収向上が課題となっているため、多収品種の導入、適切な肥培管理、病害虫防除等の生産性向上の取組を推進する。さらに、飼料用米の稲わら利用により生産された飼料は、輸入飼料の購入価格に比べ安価であることから需要があり、水田の有効活用・農地の高度利用の観点からも耕畜連携を推進する。

#### イ 米粉用米

取組なし。

#### ウ 新市場開拓用米

主食用米の需要が減少する中、新市場開拓用米として需要が見込まれる海外への供給を拡大する必要があり、当市でも積極的に取り組んでいく。

#### エ WCS 用稲

域内の畜産農家との連携や安定的な供給ができる体制づくりを推進しながら、畜産農家の需要に応じた計画的な面積拡大を図る。

#### オ 加工用米

主食用の水稻としての作付けだけでなく、加工を前提とした水稻の作付けにより、販売単価の向上による農業所得の向上を図る。

### (4) 麦、大豆、飼料作物

水稻を主体に麦・大豆の土地利用型作物を組み合わせた輪作体系及び集落単位でのブロックローテーションを継続し、5年後においても現行の麦、大豆の作付面積を維持、拡大する。

麦は、需要のある品種に転換を図りながら拡大を進め、実需者との連携により面積は年々拡大してきたが、連作障害等や中山間地においては鳥獣の被害による収量の低下が見られ、県産小麦の需要に対応できる供給量の確保や、安定した品質の確保が課題となっている。このため、収量・品質の向上に向け、除草剤散布、止葉抽出期追肥、赤かび病防除等基本技術の励行のほか、排水対策技術による排水対策等を実施しつつ、面積拡大を図る。また、麦の二毛作による水田の高度利用は、作付面積拡大に有効な手法であるが、当管内ではほとんど定着していないため、推進を図る。

大豆については、国産大豆の需要が増加する中、水田の高度利用として二毛作の取組を推進することで、作付面積の拡大を図る。また、排水対策、土壌改良、中耕培土、液肥の葉面散布もしくは追肥の施肥、病害虫の本田防除（2回）、種子消毒、難防除雑草の本田防除（発芽後施用）及びスマート農機による作業効率化により生産性の向上を図る。

飼料作物については、地域内の畜産農家との耕畜連携の取組を推進し、畜産農家の需要に応じた計画的な面積拡大を図る。

### (5) そば、なたね

本市は、そばの生育に適した地形であることなどから、麦・大豆に続く作物として、そばの生産を推進している。

契約栽培を基本とし、実需者と調整を図り、生産物が正当に評価・販売されるよう努めるとともに、鳥獣の被害が少ない作物であるため、担い手へ栽培面積の拡大を図り、「いなべの里の蕎麦」としてブランド化を推進する。

また、麦作跡の有効利用のため二毛作に積極的に取組み、水田の高度利用への拡大を図る。

#### (6) 地力増進作物

資材費の高騰が避けられない中、地力増進作物（レンゲ）による地力の回復・維持・向上を図る。

#### (7) 高収益作物

キャベツ、カノコソウ、藍を地域特産作物として位置付け、付加価値の高い高収益作物の生産に取り組む。

契約栽培を基本とし、実需者と調整を図り、生産物が正当に評価・販売されるよう努めるとともに、鳥獣の被害が少ない作物であるため担い手への栽培面積の拡大を図る。

また、麦作跡等の有効利用のため二毛作に積極的に取組み、水田の高度利用の拡大を図る。

## 5 作物ごとの作付予定面積等 ~ 8 産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

※ 農業再生協議会の構成員一覧（会員名簿）を添付してください。

## 5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等		当年度の作付予定面積等		令和8年度の作付目標面積等	
		うち 二毛作		うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米	1019.04		1010.00		1000.00	
備蓄米						
飼料用米	256.14		260.00		270.00	
米粉用米						
新市場開拓用米	25.93		50.00		60.00	
WCS用稲	3.92					
加工用米	1.24		1.50		1.50	
麦	491.57	19.43	494.00	34.00	500.00	36.80
大豆	259.90	242.85	260.00	240.00	270.00	260.00
飼料作物	15.15	3.98	14.00	4.00	14.60	4.20
・子実用とうもろこし	6.00		6.00		6.20	
そば	43.26	43.04	45.50	45.00	51.00	50.00
なたね						
地力増進作物	2.17		2.30		3.00	
高収益作物	3.36		5.55	2.50	7.10	3.00
・野菜	2.76	0.59	5.00	2.50	6.50	3.00
・花き・花木						
・果樹						
・その他の高収益作物	0.45		0.55		0.60	
その他						
・茶						
・ハトムギ	4.32	4.32	4.30	4.30	4.50	4.50
畑地化	5.01		5.09	5.09		

## 6 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	用途名	目標	目標値	
				前年度（実績）	目標値
1	小麦・大麦・はだか麦（基幹作、二毛作）	麦の生産性向上助成	麦 作付面積	(5年度) 49,157 a	(8年度) 50,000 a
			小麦 平均単収	315 kg/10a	300 kg/10a
			大麦 平均単収	269 kg/10a	290 kg/10a
			はだか麦 平均単収	0 kg/10a	250 kg/10a
2	大豆・黒大豆（基幹作、二毛作）	大豆の生産性向上助成	大豆 作付面積	25,990 a	27,000 a
			大豆 平均単収	64 kg/10a	88 kg/10a
3	新市場開拓用米（基幹作）	新規需要米（新市場開拓用米）の栽培取組助成	作付面積	2,540 a	6,000 a
4	新市場開拓用米（基幹作）	新規需要米（新市場開拓用米）の複数年契約取組助成	複数年契約面積	2,540 a	6,000 a
5	飼料用米（基幹作）	新規需要米（飼料用米）の生産性向上助成	飼料用米 作付面積	25,324 a	27,000 a
			飼料用米 平均単収	423 kg/10a	479 kg/10a
6	子実用トウモロコシ（基幹作）	子実用トウモロコシの栽培取組助成	作付面積	598 a	620 a
7	そば（基幹作）	そばの栽培取組助成	作付面積	22 a	100 a
8	飼料用米（基幹作、二毛作）	耕畜連携助成（飼料用米のわら利用）	作付面積	6,035 a	7,000 a
9	麦・大豆・ハトムギ・キャベツ・飼料作物（二毛作）	戦略作物等の二毛作助成	麦 作付面積	1,943 a	3,680 a
			大豆 作付面積	24,285 a	26,000 a
			ハトムギ 作付面積	432 a	450 a
			キャベツ 作付面積	59 a	300 a
			飼料作物 作付面積	398 a	420 a
10	そば（二毛作）	そばの二毛作助成	そば 作付面積	4,304 a	5,000 a
11	キャベツ・カノコソウ・藍（基幹作）	高収益作物栽培助成	キャベツ 作付面積	217 a	350 a
			カノコソウ 作付面積	8 a	15 a
			藍 作付面積	37 a	40 a
12	レンゲ（基幹作）	地力増進作物助成	作付面積	217 a	300 a

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名:三重県

協議会名:いなべ市地域農業再生協議会

整理番号	用途 ※1	作期等 ※2	単価 (円/10a)	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
1	麦の生産性向上助成	1,2	3,200	小麦・大麦・はだか麦(基幹作、二毛作)	定着技術の継続的取組等の必須要件に加え、排水対策等の追加要件を実施
2	大豆の生産性向上助成	1,2	1,000	大豆・黒大豆(基幹作、二毛作)	排水対策等の必須要件に加え、病害虫防除等の追加要件を実施
			3,000		
			6,000		
3	新規需要米(新市場開拓用米)の栽培取組助成	1	20,000	新市場開拓用米(基幹作)	新市場開拓用米の作付け面積に応じて支援(新規需要米の認定、出荷・販売等)
4	新規需要米(新市場開拓用米)の複数年契約取組助成	1	10,000	新市場開拓用米(基幹作)	複数年契約を締結していること(新規需要米の認定、出荷・販売等)
5	新規需要米(飼料用米)の生産性向上助成	1	2,000	飼料用米(基幹作)	土壌改良、多肥栽培等(新規需要米の認定)
6	子実用トウモロコシの栽培取組助成	1	6,000	子実用トウモロコシ(基幹作)	子実用トウモロコシの作付け面積に応じて支援(出荷・販売等)
7	そばの栽培取組助成	1	20,000	そば(基幹作)	そばの作付け面積に応じて支援(出荷・販売等)
8	耕畜連携助成(飼料用米のわら利用)	3,4	10,000	飼料用米(基幹作、二毛作)	利用供給協定を結んだ農業者に対して支援
9	戦略作物等の二毛作助成	2	7,000	麦・大豆・ハトムギ・キャベツ・飼料作物(二毛作)	対象作物の二毛作に取り組む作付け面積に応じて支援(出荷・販売等)
10	そばの二毛作助成	2	10,000	そば(二毛作)	そばの二毛作に取り組む作付け面積に応じて支援(出荷・販売等)
11	高収益作物栽培助成	1	25,000	キャベツ、カノソウ、藍(基幹作)	高収益作物の作付面積に応じて支援(出荷・販売等)
12	地力増進作物助成	1	20,000	レンゲ(基幹作)	水稲の作付面積の減少を条件に地力増進作物の作付面積に応じて支援

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする用途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は用途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は用途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、用途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする用途は「1」、二毛作を対象とする用途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする用途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする用途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的な要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。